



埼玉県報

第 2 5 6 2 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除\(水環境課\)](#)
- [人間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [田甲土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [ヨーネ病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [第二種区画漁業権の免許\(生産振興課\)](#)
- [第五種共同漁業権の免許\(生産振興課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [一般国道299号の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道下小鹿野吉田線の区域の変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度12月・1月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

規 則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成二十五年埼玉県条例第四十七号）の施行期日は、平成二十六年七月一日とする。

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項本文を次のように改める。

校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は教育上必要があるが、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て授業日を休業日とすることができる。

第七条第四項ただし書中「については、」の下に「委員会の承認を得ることに代えて、」を加え、「をもつてたる」を「ものとする」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フリースペースPEACE
- 三 代表者の氏名
橋本 光生
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県吉川市大字下内川八百番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青少年および保護者に対して、行政、教育機関、市民団体、企業等と連携して活動支援事業を行い、青少年が自らの目標を持ち、目標に向かって活動するための支援を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ブーゲンビリア
- 三 代表者の氏名
泉 志津子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市南住吉二十三番十五号エクセレンス南住吉百二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、介護する方、介護されている方に対して、二十四時間の相談、情報提供などを行い、もって、社会貢献の推進を図るとともに、高齢者と家族が、安心、安全な生活、よりよい関係で暮らせる社会環境の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひだまり

三 代表者の氏名

保谷 房子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市古久喜八百四十五番地「三 四百七」

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が健康で生きがいのある生活を送るために必要なサービスと情報を提供し、地域で安心して暮らせる生活環境の実現、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人寄居エコタウンクリエイション
- 三 代表者の氏名
保泉 周平
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町大字寄居千百八十番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、寄居町の住民参加、企業・団体参加により、これからの時代に向けた環境にやさしいエコタウンづくりを推進していくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十七号

加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	証明
加須市	平成二十年度	地籍図三十二枚 麦倉（麦倉の 一冊一部）	平成二十六年 一月二十日
	平成二十三年度	地籍簿	

告 示

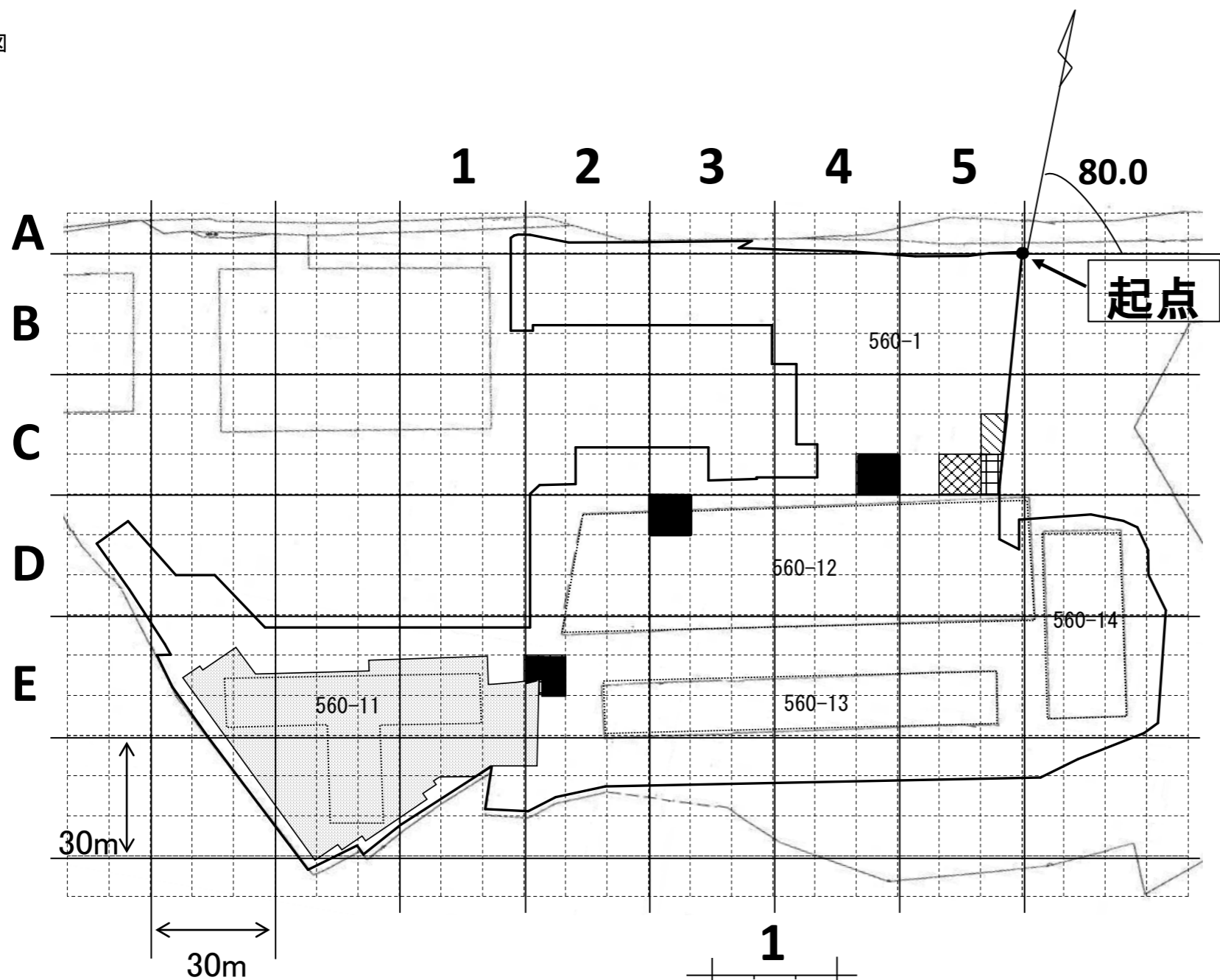
埼玉県告示第八十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第千百六十四号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市大字岩殿字北長坂五百六十番一の一部及び五百六十番十二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



起点
 起点は岩殿560(住所表記)内
 野球グラウンド西側排水処理
 施設敷地の最北端とする。

格子の回転角度 80.0度
 起点を通り東西方向及び南北
 方向に引いた線並びに、これら
 と平行して10m間隔で引いた
 線より構成される区画線を起
 点を支点に右方向に回転させ
 た角度を示す。

- 凡例**
- 560-1 地番
 - 地番境界
 - 単位区画
 - 変更範囲
 - ▨ 変更範囲外
- 【不適合となった特定有害物質の種類】
 (形質変更時要届出区域)**
- ▧ ふっ素及びその化合物
 - ▩ 砒素及びその化合物、鉛及びその化合物
 - 砒素及びその化合物
 - 指定を解除する区画

		1			
		1	2	3	
A	4	5	6	30mメッシュの凡例	
	7	8	9		

告 示

埼玉県告示第八十九号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
田甲土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	金子 茂	埼玉県比企郡吉見町大字田甲六百三番地一

告示

埼玉県告示第九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨ―ネ病	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数又は群数	発生場所又は区	発生年月日	処置
	患畜						
	三頭						
	上里町						
	平成二十六年一月二十一日						
	殺処分						

告示

埼玉県告示第九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、次のとおり第二種区画漁業の免許をしたので公示する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号 区第一号

イ 免許番号 区第一号

ロ 漁業権者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡美里町大字広木八番地二

櫻井 達夫

ハ 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千百六十九号（第二種区画漁業権に係る漁場計画の樹立について）のとおり

ニ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

二 公示番号 区第二号

イ 免許番号 区第二号

ロ 漁業権者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡美里町大字駒衣八百八十六番地一

松下 政明

ハ 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千百六十九号（第二種区画漁業権に係る漁場計画の樹立について）のとおり

ニ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

告示

埼玉県告示第九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、次のとおり第五種共同漁業の免許をしたので公示する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 公示番号 共第一号

イ 免許番号 共第一号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県熊谷市久下千八百三十一番地

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 鈴木 英夫

埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一

秩父漁業協同組合 代表理事 松本 泉

ハ 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の

樹立について）のとおりに

ニ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

二 公示番号 共第二号

イ 免許番号 共第二号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

埼玉南部漁業協同組合 代表理事 青木 英雄

埼玉県東松山市大字上唐子五百八十八番地

武蔵漁業協同組合 代表理事 伊得 一夫

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

人間漁業協同組合 代表理事 古島 照夫

ハ 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の

樹立について）のとおりに

ニ その他

(1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

三 公示番号 共第三号

イ 免許番号 共第三号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

人間漁業協同組合 代表理事 古島 照夫

埼玉県東松山市大字上唐子五百八十八番地

武蔵漁業協同組合 代表理事 伊得 一夫

埼玉県日高市横手六百三十九番地

埼玉西部漁業協同組合 代表理事 小林 一之

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

埼玉南部漁業協同組合 代表理事 青木 英雄

ハ 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の樹立について）のとおり（飯盛川（水路）を除く。）

ニ その他

(1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

四 公示番号 共第四号

イ 免許番号 共第四号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

児玉郡市漁業協同組合 代表理事 田島 吉雄

埼玉県熊谷市久下千八百三十一番地

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 鈴木 英夫

埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一

秩父漁業協同組合 代表理事 松本 泉

ハ 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の

樹立について）のとおり

二 その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

五 公示番号 共第五号

イ 免許番号 共第五号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

埼玉県東部漁業協同組合 代表理事 浅古 登

埼玉県熊谷市久下千八百三十一番地

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 鈴木 英夫

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

埼玉南部漁業協同組合 代表理事 青木 英雄

埼玉県加須市騎西五十一番地七

埼玉県北部漁業協同組合 代表理事 萩原 公男

八 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の

樹立について）のとおり（大室第一調節池を除く。）

二 その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

六 公示番号 共第六号

イ 免許番号 共第六号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

人間漁業協同組合 代表理事 古島 照夫

東京都青梅市御岳二丁目三百三十三番地

奥多摩漁業協同組合 代表理事 河野 喜好

八 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の

樹立について）のとおり

二 その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

七 公示番号 共第七号

イ 免許番号 共第七号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

埼玉南部漁業協同組合 代表理事 青木 英雄

東京都江戸川区江戸川四丁目十六番地三十六

東京東部漁業協同組合 代表理事 三田 豊一

八 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の

樹立について）のとおり

二 その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

八 公示番号 共第八号

イ 免許番号 共第八号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

群馬県高崎市倉賀野町七百九十四番地二十四

烏川漁業協同組合 代表理事 田所 三千男

群馬県伊勢崎市曲輪町二十一番五号

東毛漁業協同組合 代表理事 今井 登志夫

埼玉県熊谷市久下千八百三十一番地

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 鈴木 英夫

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

児玉郡市漁業協同組合 代表理事 田島 吉雄

埼玉県加須市騎西五十一番地七

埼玉県北部漁業協同組合 代表理事 萩原 公男

八 免許の内容

平成二十五年埼玉県告示第千七百七十号（第五種共同漁業権に係る漁場計画の樹立について）のとおり

二 その他

- (1) 制限又は条件
なし

- (2) 存続期間

平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九十四号

測量計画機関である朝霞県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

朝霞市、志木市、和光市、新座市

四 作業期間

平成二十六年一月六日から平成二十六年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第九十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

戸田市（一部）、川口市（一部）

四 作業期間

平成二十五年十二月九日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 三山字マミ穴三 四一番地先	秩父郡小鹿野町三山字鳥屋一 九四四番一地先から同郡同町	区 間
一八・五八 〽二五・五八	八・六八〽一四・六四	敷地の幅員 (メートル)
	六四・三一	延長 (メートル)
	道路災害防除工事	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 下小鹿野吉田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
野四〇七四番二地先まで	秩父市下吉田字小暮三四六五番一地从り同市下吉田字上	区 間
一四・八〇 ～二六・〇〇	一二・六〇 ～一六・二〇	敷地の幅員 (メートル)
三九・一〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十二月十二日

指令川建セ第二五〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月十五日

川建セ第二五〇〇九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上山千五百四十九番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字石橋千二百九十二番地

藤本 康光

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年六月四日

指令川建セ第二五〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十六年一月十五日

川建セ第二五〇一〇〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山千五百四十九番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千七十三番地一

大木 清美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月五日

指令川建セ第二五 六四 号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十日

川建セ第二五 一二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字宮附一七八四番三、一七八四番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野一七八四番地二

石川 嗣矩 石川 ちぐさ

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年一月二十一日

指令川建セ第二五 一九一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十二日

川建セ第二五 一三 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字北ヶ谷戸六八二番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県所沢市大字山口三四九番地の四 カロルナーナ二 一

青木政義

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十二月二十日

指令越建セ第二四〇〇三九三号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十一日

越建セ第四七八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目四番六の一部、四番七の一部、四番十六の一部（第三工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目四番七

相島 勝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年一月十六日

指令越建セ第二五〇〇二〇二号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十日

越建セ第四八二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原四百七十番三十四、四百七十番五十八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原四百七十番地三十八

高木 昭治 高木 登喜枝

告 示

埼玉県病院事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 445,800リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

埼玉県北足立郡伊奈町小室 780 番地 (平成 25 年 12 月 30 日に移転)

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 25 年 11 月 20 日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社

茨城県筑西市一本松 1755 番地 2

5 落札金額

38,336,571 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 25 年 10 月 22 日